

## データサービス利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社イクシス（以下「当社」といいます。）が提供するデータサービスの利用に関し、契約者（第2条に定義）に遵守していただく事項及び当社と契約者との間の権利義務関係を定めています。本サービス（第2条に定義）を利用する方は、本規約に同意する前に、必ず全文をお読みください。

### 第1条 適用

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社と契約者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、本サービスの利用に関する一切の關係に適用されます。
2. 本規約と見積書、注文書、注文請書その他の個別の合意の内容が異なる場合は、当該個別の合意の内容が優先して適用されるものとします。

### 第2条 定義

本規約において使用する用語は、それぞれ次に定める意味を有するものとします。

1. 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権並びにこれらの権利を取得し、又は登録等を出願する権利をいいます。
2. 「本サービス」とは、当社が提供する次の各号のサービスその他これらに関連するサービスをいいます。
  - (1) AI 解析データ
  - (2) BIM/CIM データ
  - (3) ICT データ
  - (4) その他見積書に記載されたサービス
3. 「成果物」とは、本サービスの提供により当社が契約者に納品する AI 解析データ、BIM/CIM データ、ICT データその他の成果物をいいます。
4. 「提供資料等」とは、契約者が本サービスの実施に必要な画像、資料、図面、データ、写真、仕様書、現場情報その他の情報として当社に提供するものをいいます。
5. 「契約者」とは、第3条に基づき、当社との間で利用契約を締結した個人又は法人をいいます。
6. 「見積書」とは、本サービスの内容、成果物、料金、納期、提供期間その他の個別条件を定める当社発行の見積書をいいます。
7. 「利用契約」とは、本規約並びに見積書、注文書、注文請書その他当社及び契約者が合意した個別条件に基づき、当社と契約者との間で成立する本サービスに関する契約をいいます。

### 第3条 利用契約の成立

1. 契約者が、本規約を参照する旨が記載された見積書に署名若しくは押印すること、注文書を提出すること、電子メール等により発注の意思を表示すること、その他当社が認める方法により本サービスを発注した場合、契約者は本規約に同意したものとします。
2. 利用契約は、当社が前項の発注を承諾した時点で成立するものとします。
3. 利用契約の内容は、本規約並びに見積書、注文書、注文請書その他当社及び契約者が合意した書面又は電磁的記録により構成されるものとします。

### 第4条 本サービスの内容

1. 当社は、見積書その他の個別の合意に記載された内容及び条件に従い、本サービスを提供します。
2. 本サービスの具体的な内容、対象範囲、作業場所、作業方法、成果物の内容及び形式、納期その他の条件は、見積書その他の個別の合意によるものとします。
3. 当社は、契約者と協議のうえ、本サービスの内容又は実施方法を変更することができます。
4. 前項の変更により作業量、費用又は納期に変更が生じる場合、当社及び契約者は、変更後の料金、納期その他の条件について別途協議するものとします。

### 第5条 契約者の協力義務

1. 契約者は、当社による本サービスの提供に必要な提供資料等を、当社が指定する期日及び方法により提供するものとします。
2. 契約者は、現地で測定、撮影、調査その他の作業を行う場合、作業場所への立入り、施設又は設備の利用、関係者との調整、必要な許可及び承認の取得その他本サービスの実施に必要な協力を行うものとします。
3. 契約者は、当社に提供する提供資料等が正確かつ最新のものであり、第三者の権利を侵害せず、かつ、当社による利用について適法な権限を有することを保証するものとします。
4. 契約者による提供資料等の提供若しくは必要な協力が遅延した場合又は提供資料等に誤り、不足その他の不備があった場合、当社は、納期その他の実施条件を変更することができます。
5. 前項の事由により本サービスの遅延、成果物の不備、追加費用その他の損害が生じた場合、当社は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、その責任を負わないものとします。

### 第6条 成果物の納品及び確認

1. 当社は、見積書その他の個別の合意に定める期日及び方法により、成果物を契約者に納品します。
3. 契約者は、成果物に種類、品質、数量、仕様その他利用契約の内容との不一致又は不備（以下「不適合」といいます。）がある場合、前項の期間内に、その具体的な内容を記載した書面又は電子メールにより当社に通知するものとします。

4. 当社は、前項の通知を受けた場合、その内容を確認し、当社の責めに帰すべき事由による不適合が認められたときは、合理的な期間内に、修補、再提供その他当社が適切と判断する方法により対応するものとします。
5. ①契約者が第2項の期間内に第3項の通知をしなかった場合、②契約者が合理的な理由なく第3項の通知をし、その合理的な説明がなされないまま第1項の期間を満了した場合又は③契約者が成果物を検査目的以外に使用した場合には、成果物は利用契約の内容に適合したものとして、検収が完了したものとみなします。
6. 成果物の確認時に直ちに発見することが困難な不適合については、納品後3か月間に限り、修補、再提供その他当社が適切と判断する方法により対応を行うものとします。
7. 本条は、成果物の不適合に関する全ての責任を規定したものであり、当社は本条に定めるほか、成果物の不適合に関して一切の責任を負わないものとする。

## 第7条 料金及び支払方法

1. 契約者は、本サービスの対価として、見積書その他の個別の合意に定める料金及びこれに対する消費税等を、当社が指定する期日及び方法により支払うものとします。
2. 振込手数料その他支払に要する費用は、契約者の負担とします。
3. 契約者が支払期限までに料金を支払わない場合、当社は、契約者に通知のうえ、本サービスの提供又は成果物の納品を停止することができます。
4. 利用契約が解除その他の事由により終了した場合であっても、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は受領済みの料金を返還せず、契約者は既に発生した料金の支払義務を免れないものとします。
5. 契約者の要請による作業内容の変更、追加作業、再測定、再作成その他当初の見積範囲を超える作業が生じた場合、契約者は、当社との協議により定めた追加料金を支払うものとします。

## 第8条 知的財産権

1. 成果物に係る知的財産権は、契約者が当該利用契約に基づき支払うべき料金その他一切の債務を完済した時点で、当社から契約者に移転するものとします。
2. 前項にかかわらず、次の各号に掲げる情報及び当該情報に関する知的財産権その他の権利は、当社又は正当な権利を有する第三者に留保され、契約者に移転しないものとします。
  - (1) 当社が利用契約の成立前から保有していた技術、ノウハウ、知見及び情報
  - (2) 成果物の作成に使用したプログラム、ソフトウェア、システム、機器、テンプレート、ライブラリ、データベース、解析手法及び作業手順
  - (3) 成果物に固有に表現されていない汎用的な技術、ノウハウ、知見及び情報
  - (4) 第三者に知的財産権が帰属するもの

3. 成果物に前項各号に定める当社の知的財産が含まれる場合、当社は契約者に対し、成果物を利用するために通常必要な範囲で、当該知的財産を非独占的に利用する権利を許諾するものとします。
4. 当社は、成果物に関して当社が有する著作権人格権を、契約者又は契約者が指定する者に対して行使しないものとします。ただし、成果物が当社の名誉若しくは信用を害する態様又は法令若しくは公序良俗に反する態様で利用される場合は、この限りではありません。
5. 契約者は、成果物に第三者の権利が含まれる場合、当該第三者が定める利用条件に従うものとします。

## 第9条 情報及びデータの取扱い

1. 当社は、契約者から提供された提供資料等及び本サービスの提供過程で取得した情報を、本サービスの提供、成果物の作成、利用契約の履行、当社が提供し又は将来提供するサービス、ソフトウェア、システム及びソリューションとの連携によるサービス提供、機能向上、品質改善並びにこれらに付随する業務のために利用することができます。
2. 当社は、契約者から提供された提供資料等及び本サービスの提供過程で取得した情報について、契約者、個人、施設、現場その他の対象を特定できないよう適切に加工したうえで、次の目的のために利用することができます。
  - (1) 本サービスの品質向上及び改善
  - (2) 当社が提供し又は将来提供するサービス、ソフトウェア、システム及びソリューションの研究開発、機能向上及び品質改善
  - (3) AI その他の解析技術の研究開発及び学習データとしての利用
  - (4) 統計情報の作成及び分析
  - (5) 営業、マーケティング及び技術検証
  - (6) その他当社の事業活動に付随する利用
3. 当社は、法令又は裁判所、行政機関その他権限を有する公的機関からの命令、要求又は要請に基づき、提供資料等又は本サービスに関する情報を開示又は提出することがあります。
4. 個人情報の取扱いについては、当社が別途定めるプライバシーポリシーによるものとします。

## 第10条 再委託

1. 当社は、本サービスの全部又は一部を第三者に再委託することができます。
2. 当社は、再委託先に対し、本規約に基づき当社が負う義務と同等の秘密保持義務その他必要な義務を負わせるものとします。
3. 当社は、再委託先の選任及び監督について、当社の責めに帰すべき事由がある場合には、その責任を負うものとします。

## 第 11 条 秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約又は本サービスに関連して、一方の当事者が相手方から書面、電磁的記録、口頭その他の方法により開示を受け、又は知り得た技術上、営業上、業務上、財務上その他一切の情報をいいます。
2. 次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。
  - (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
  - (2) 開示を受けた後、自己の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
  - (3) 開示を受けた時点で既に適法に保有していた情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - (5) 秘密情報によることなく独自に開発又は取得した情報
  - (6) 開示した当事者が秘密情報として取り扱う必要がない旨を書面又は電磁的記録により確認した情報
3. 当社及び契約者は、本規約に別段の定めがある場合を除き、秘密情報を利用契約の履行の目的にのみ使用し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏洩してはなりません。
4. 前項にかかわらず、当社及び契約者は、利用契約の履行に必要な範囲で、自己の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他法令上又は契約上の秘密保持義務を負う専門家及び再委託先に秘密情報を開示することができます。
5. 法令又は裁判所、行政機関その他権限を有する公的機関からの命令、要求又は要請に基づき秘密情報の開示が必要となる場合、当該当事者は、法令上許される範囲で、あらかじめ相手方にその旨を通知するものとします。
6. 本条に定める義務は、利用契約終了後 3 年間存続するものとします。

## 第 12 条 反社会的勢力の排除

1. 当社及び契約者は、自己並びに自己の役員及び経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 当社及び契約者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨

害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社又は契約者は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合、何らの催告を要することなく、利用契約の全部又は一部を解除することができます。
4. 前項に基づき利用契約を解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害について、賠償する責任を負わないものとします。

### 第13条 本サービスの中断等

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を中断し、延期し、又は実施方法を変更することができます。
  - (1) 測定、撮影、調査、データ処理その他本サービスに使用する機器又はシステムの点検、保守、故障若しくは不具合が生じた場合
  - (2) 天候、飛行条件、現場状況、立入制限、安全上の問題その他当社の合理的な管理を超える事情により作業の実施が困難な場合
  - (3) UAVの飛行、施設への立入りその他本サービスの実施に必要な許可、承認又は調整が完了していない場合
  - (4) 火災、停電、地震、台風、洪水、感染症、通信障害その他の不可抗力が生じた場合
  - (5) 契約者が本規約若しくは利用契約に違反した場合又は料金の支払を遅滞した場合
  - (6) その他当社が本サービスの安全又は適切な実施のために必要と合理的に判断した場合
2. 当社は、前項により本サービスを中断し、延期し、又は実施方法を変更する場合、緊急やむを得ない場合を除き、契約者にその旨を通知するものとします。
3. 第1項の事由が当社の責めに帰すべき事由によらない場合、当社は、当該中断、延期又は変更により契約者に生じた損害について責任を負わないものとします。

### 第14条 契約期間

1. 利用契約の有効期間は、見積書その他の個別の合意に記載された期間とします。
2. 見積書その他の個別の合意に契約期間の定めがない場合、利用契約は、第3条に基づき成立した日から、成果物の検収及び料金その他一切の債務の履行が完了した日まで有効に存続するものとします。

### 第15条 解除等

1. 当社又は契約者は、相手方が本規約又は利用契約に違反し、相当の期間を定めてその是正を求めたにもかかわらず、当該期間内に是正されない場合、利用契約の全部又は一部を解除することができます。

2. 当社又は契約者は、相手方に次の各号のいずれかの事由が生じた場合、何らの催告を要することなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができます。
  - (1) 支払停止又は支払不能となった場合
  - (2) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
  - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売その他の強制執行又は滞納処分を受けた場合
  - (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する手続の申立てがあった場合
  - (5) 解散、清算開始又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議した場合
  - (6) 監督官庁から営業停止、許認可の取消しその他これらに類する処分を受けた場合
  - (7) 資産又は信用状態が著しく悪化し利用契約上の債務の履行が困難となるおそれがある場合
  - (8) 第 12 条に違反した場合
  - (9) その他利用契約を継続し難い重大な事由が生じた場合
3. 前二項に基づき利用契約が解除された場合、解除された当事者は、相手方に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにこれを履行するものとします。
4. 契約者は、本規約に明記される場合のほか、利用契約を解除することはできないものとします。  
本規約の規定に基づき本サービスの開始後に利用契約の全部又は一部を中止又は解除する場合、契約者は、当社が既に実施した作業に相当する料金及び当社に生じた合理的な費用を支払うものとします。

## 第 16 条 保証の範囲及び免責

1. 当社は、利用契約及び一般に合理的と認められる善管注意義務をもって本サービスを提供するものとします。
2. 成果物は、契約者から提供された情報、現場状況、測定条件、機器の性能、気象条件その他作成時点の条件に基づくものであり、当社は利用契約において明示的に合意した場合を除き、成果物の完全性、正確性、特定目的への適合性又は将来にわたる有用性を保証するものではありません。
3. 契約者は、成果物の利用目的、適用法令、設計条件、施工条件、現場条件その他必要な事項を自ら確認し、自己の責任において成果物を利用するものとします。
4. 契約者又は第三者による成果物の改変、加工、他のデータとの組合せ、利用目的外の使用その他当社の管理外の利用により生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。
5. 提供資料等の誤り、不足若しくは不備又は契約者が必要な情報を当社に提供しなかったことに起因して生じた成果物の不一致、不備又は損害について、当社は責任を負わないものとします。
6. 当社は、第三者が提供するソフトウェア、システム、機器、地図、測位情報その他のサービス又は情報の中断、不具合、誤差、仕様変更等に起因して生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。

## 第 17 条 損害賠償

1. 当社又は契約者は、本規約又は利用契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、自己の責めに帰すべき事由により生じた直接かつ通常の損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 当社が契約者に対して負う損害賠償責任の総額は、債務不履行、不法行為、契約不適合その他請求原因のいかんを問わず、当該損害の原因となった事由が発生した時点から遡って過去 3 か月間に当該損害に関する利用契約に基づき当社が受領した本サービスの料金を上限とします。
3. 当社は、逸失利益、事業機会の喪失、間接損害、特別損害、結果損害及び予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害について、賠償責任を負わないものとします。

## 第 18 条 本規約の変更

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、法令に従い、本規約を変更することができるものとします。
  - (1) 変更が契約者の一般の利益に適合する場合
  - (2) 変更が利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的な場合
2. 当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適切と判断する方法により、あらかじめ契約者に周知します。
3. 変更後の本規約は、前項の効力発生日から適用されるものとします。

## 第 19 条 権利義務の譲渡等

1. 契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、利用契約上の地位又は本規約若しくは利用契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、移転し、担保に供し、その他の処分をしてはなりません。
2. 当社は、本サービスに係る事業を第三者に譲渡した場合、当該事業譲渡に伴い、利用契約上の地位、本規約及び利用契約に基づく権利及び義務並びに契約者に関する情報を当該事業の譲受人に承継させることができるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。

## 第 20 条 一般条項

1. 本規約及び利用契約は、これらに含まれる事項に関する当社と契約者との間の完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、これらの事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先します。
2. 本規約又は利用契約のいずれかの条項又はその一部が法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、その他の条項及び当該条項の残りの部分は、引き続き完全な効力を有するものとします。

3. 第7条、第8条、第9条、第11条、第12条第4項、第13条第3項、第15条第3項及び第4項、第16条、第17条、第19条並びに本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。ただし、第11条については、利用契約終了後3年間に限り存続するものとします。
4. 本規約及び利用契約の準拠法は、日本法とします。
5. 本規約又は利用契約に関して紛争が生じた場合、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
6. 本規約又は利用契約に定めのない事項又はその解釈について疑義が生じた場合、当社及び契約者は、信義誠実の原則に従い、協議のうえ解決を図るものとします。

【2026年10月1日制定】